

第14号議案

平成23年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	551床
(2) 年間延べ患者数	
入 院	170,190人
外 来	161,284人
(3) 一日平均患者数	
入 院	465人
外 来	661人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	8,030,874千円
第1項	医業収益	7,274,209千円
第2項	医業外収益	591,470千円
第3項	看護学校収益	165,045千円

第 4 項	特 別 利 益	150千円
	支 出	
第 1 款	病 院 事 業 費 用	8,541,036千円
第 1 項	医 業 費 用	8,218,589千円
第 2 項	医 業 外 費 用	134,812千円
第 3 項	看 護 学 校 費 用	177,936千円
第 4 項	特 別 損 失	9,399千円
第 5 項	予 備 費	300千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 372,462千円は、過年度分損益勘定留保資金 372,462千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	932,716千円
第 1 項	企 業 債	111,000千円
第 2 項	出 資 金	821,716千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	1,305,178千円
第 1 項	建 設 改 良 費	721,182千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	569,514千円
第 3 項	長 期 貸 付 金	14,482千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	洛南病院、与謝の海病院施設設備整備資金に充てるため。
限度額	111,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用中給与費と看護学校費用中給与費との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 4,563,190千円

（他会計からの補助金）

第9条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、718,186千円と定める。

（棚卸資産購入限度額）

第10条 棚卸資産の購入限度額は、1,615,295千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種	類	名	称	数	量
器	械	備	品	電子カルテシステム	一式

平成23年2月7日提出

京都府知事 山田 啓 二